

盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。熱中症などにくれぐれもご注意ください。月刊通信のテスト配布を開始しました。ご意見をお待ちしています。

重要情報

- 1. 欠損金の80%制限で繰欠充分でも納税に！
- 2. 消費税増税の税率変更タイミングに注意！
- 3. 平成24年度路線価が公表！

1. 資本金が1億円を超える法人は、平成24年4月以後開始事業年度から、欠損金の控除額が所得の80%に制限されます。欠損金が充分にあっても赤字であれば納税が生じることになりますので、くれぐれもご注意ください。

2. 消費税が平成26年4月から8%に、平成27年10月から10%に引き上げられます。基本的にそのタイミング以後の取引から新税率が適用されますが、工事の請負い契約や資産の貸付契約など、取引時点とモノやサービスの引渡時点とにタイムラグがあるものについては特殊な取扱いがありますので注意が必要です。

3. 平成24年度の土地の全国路線価が発表されました。路線価図は、国税庁のホームページで過去3年分閲覧することができます。

8月のイベント

- ・ 個人事業税 第1期納付
- ・ 個人住民税 第2期納付
- ・ 6月決算法人 申告納期限
- ・ 12月決算法人 中間申告納期限  
お忘れなく！

税金マメ知識

平成24年度路線価が公表されました。土地にはこれ以外に4つの価格の指標があります。①路線価（毎年7月に国税庁HPに掲載で基準日1月1日）、②公示価格（毎年3月に国土交通省HPに掲載で基準日1月1日）、③都道府県基準値標準価格（同左基準日7月1日）、④固定資産税評価額（毎年初夏の固定資産税納税通知書、役所の固定資産家で発行される評価証明に記載で基準日1月1日）、⑤通常の取引相場（地元の不動産取引業者の見立てる相場や第三者間の交渉により基準日は現在時点）となります。いずれも用いられるシーンが異なります。このほか鑑定評価額が用いられるシーンもあります。

元バックパッカー赤羽の旅断(バチ)



人生初の海外はオーストラリアでした。北東部のケアンズでは、エイという母音の発音がアイとなりやすいので、わたしはよくカイスケと呼ばれました。トメイトウはトマイトウ、ポティトウはポタイトウです。いつでも挨拶は『グッダイ！ Good Day』でした。

赤羽のつぶやき

晩酌していると妻から不意に、ときめく言葉は何かと聞かれ、『安宿』と即答しました。かくいう妻は、『飲み放題』だそうです。こころのどこかにあるトキメキワードがいつでもすぐに取り出せるように、しておきたいと、思いました。

赤羽からの連絡

事務所の電話番号が変わりました！  
旧:045-413-4341⇒新:045-491-0102  
大変お手数をおかけしますが、電話帳の再登録をお願いします（携帯は変更なしです）。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県  
横浜市神奈川区片倉5-14-15  
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340  
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp